

農業者年金で安心・豊かな老後を

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

◎農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

◎こんな方が加入できます。

①国民年金第1号被保険者

②年間60日以上農業に従事

③20歳以上65歳未満の方※

※60歳以上65歳未満の方は国民年金任意加入被保険者に限ります。



◎**積立方式**だから自分がかけた金額は年金として**生涯もらえます**。(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

◎保険料は **いつでも変更** できます。

月々2万円※から6万7千円まで

※政策支援（以下参照）の対象とならない方は1万円

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の**節税** になります。

◎**政策支援**（保険料の国庫補助）が受けられます。

例：認定農業者等で青色申告者で35歳未満の人は10,000円（5割）補助

問い合わせ先

お住まいの市町村農業委員会・JAの農業者年金担当

独立行政法人農業者年金基金

専門相談員 TEL. 03-5919-0371

企画調整室 TEL. 03-5919-0332